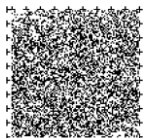


令和5年2月7日

令和4年度第3回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が  
一致しないことがあります。ご了承ください。





## 午後 7 時開会

○障害施策推進課長 皆さん、こんばんは。それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。令和 4 年度第 3 回障害者施策推進協議会となります。

私は障害施策推進課長でございます。よろしく願いいたします。座って失礼します。

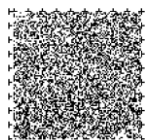
本日の協議会ですけれども、対面の方式と Z o o m を使用した併用の形で開催させていただきます。まず最初に事務連絡ですけれども、Z o o m で御出席いただいている委員の皆様にお知らせします。基本的にはマイクをミュートにさせていただきますして、発言の際には画面上の挙手で合図をいただきまして、指名を受けましたらミュートを解除して発言をお願いいたします。発言を終わりましたら、再度ミュートの設定をお願いいたします。恐れ入りますが、それぞれの方の会議の録音については御遠慮ください。

また、会場の皆様ですけれども、やはり Z o o m のほうの映りがありますので、発言される前には挙手をしていただきまして、指名を受けましたらお話しいただきますよう、よろしく願いいたします。

本日の終了時刻ですけれども、8 時半を目途とさせていただければと思っております。進行に御協力をよろしく願いいたします。

それから、出席の状況ですけれども、本日、世田谷さくら会の委員、自立の家の委員、渋谷公共職業安定所の委員、聴覚障害者協会の委員、4 名の方から御欠席の連絡をいただいております。御欠席の連絡はありますけれども、定数の 2 分の 1 を超えておりますので、協議会としては成立しております。委員の名簿につきましては参考資料としておつけしておりますので、御確認いただければと思います。お願いいたします。

それでは、最初に障害福祉部長より一言御挨拶を申し上げます。



○障害福祉部長 皆さん、こんばんは。障害福祉部長と申します。よろしくお願いいたします。

この1月に、世田谷で、新たな障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例が施行されました。今年も早くも1か月過ぎて、もう2月になってまいります。今日御報告することも含めてですけれども、今回の計画づくり、施策の展開、そういったものをこの条例を基礎にしてやっていこうと考えていますので、皆様にもそういった御協力を含めてよろしくお願いいたいと思っております。

また、昨今、コロナの状況も大分いろいろ動きが出ているようで、大きな感染は若干落ち着いてきたかなというところですが、まだ以前に比べれば、やっぱり人数も多いですし、把握できていない方も結構いるので、皆さんお気をつけいただきながら慎重に御対応いただきたいところですが、ただ、徐々に活動を再開するとともに、5類への移行などということもありますので、そういったことを踏まえて、こちらのほうも動きをしていきたいと思っております。

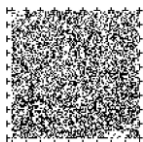
本日は、申し上げたところも含めまして、地域生活支援機能の強化の検討状況なども含めて御報告させていただきますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。それではよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○部会長 皆さんこんばんは。すみません、座ってお話をさせていただきます。

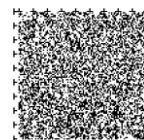
この協議会はいつも対面でやっていましたが、今日初めてオンラインとの併



用ということで、会場に参加されている方がちょっと寂しいですけれども、でも、少ないだけに何か距離が近いような感じがします。オンライン参加の委員の皆さんも併せて、どうぞよろしくお願ひいたします。

では早速、次第に沿って始めたいと思います。まず、資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○障害施策推進課長 まず、資料の確認です。本日の次第をお配りしております。それから、協議会の委員名簿が両面の一覧表についています。資料ですけれども、「次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について」が資料1です。その資料が4ページまでございまして、別紙の少し大きな紙で自立支援協議会からの一次意見、A3の両面で3ページ分がついています。その後ろ、参考1としまして、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の条文をおつけしております。参考2としまして、タイトルとしては「2. 施策展開の考え方」と書いてある紙ですけれども、こちらは現行のせたがやノーマライゼーションプランの抜粋したものがついております。続きまして、参考3としまして障害者総合支援法の一部改正の概要が横の両面刷りで1枚お配りしています。資料2は「『(仮称) 世田谷区手話言語条例』制定に向けた検討状況について」をおつけしています。A4で4ページ、2枚のものです。続きまして資料3は「障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施の状況」です。こちら3ページまであるもので、2枚おつけしています。あと資料4ですが、前回、第2回でいただきました質問・意見及び回答をおつけしています。その他最後に、本日の資料に関する質問・意見用紙をおつけしています。前回、第2回目の議事録についてもお配りしております。こちらは、内容は既に皆さんに御確認いただきまして、ただ、発言者のお名前は伏せたものになっておりますので、御承知おきください。よろしくお願



いたします。

また、皆様のテーブルのほうには、現行のせたがやノーマライゼーションプランなどの冊子をお配りしておりますので、御入り用の際には御覧いただければと思います。よろしく申し上げます。御説明は以上です。

○部会長 資料について、よろしかったでしょうか。

ありがとうございました。Zoom参加の方はデータで送られているかと思いますが、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

発言をされる方、画面では分かりにくいかと思います。事務局がしっかり待機してくださっていますので、どなたが挙手をされているかというところで少しタイムラグはあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

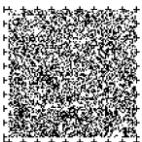
では、今日の協議事項、まず第1に、次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定に向けた検討状況についてということで準備をしていただいています。事務局に説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料1の御説明をさせていただきます。

まず、主旨ですけれども、現在の計画が令和3年度から5年度までとなっております。令和6年度からの次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定に向けて、自立支援協議会とか本協議会からの御意見、それから各施策の所管課ヒアリングなどを踏まえまして、次期計画の構成等に関する検討状況について、本日御報告するものとなっております。

2.次期計画の策定に向けた意見等で概要を御説明させていただきます。まず(1)は自立支援協議会からの主な意見です。簡単に御紹介しますと、まず地域の支えあいの推進、あるいは差別の解消に関係している御意見としまして、障害のある方と地域の方との出会いの場が減ってきているよという御意見。

それから、就労の関係、あるいは活躍の場というところですが、御本



人に合った居場所がないのではないかという御意見。

また、障害福祉サービス事業等の運営に関しては、障害の方同士の交流や余暇の事業が少ないよというお話。

医療的ケア児（者）の支援に関係するところでは、放課後等デイサービスの年齢以降の少し大きい年齢のケアの担い手がいないよということ。

また、教育や保育、スポーツなどの関連では、働きたい御家族、親御さんのほうが働けずにいるよというお話。

サービスの質の確保とか人材確保につきましては、支援を担う人材やマンパワーの不足、早期退職のお話が出ているということです。

(2)は、この推進協議会から前回いただいた意見を抜粋しております。共生社会がメインテーマということに関して、いろいろな方が顔を突き合わせる形で理解促進をしなきゃならないのではないかというお話。

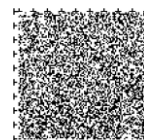
それから、安心して暮らし続けることができる地域づくり及び活躍の場の拡大に関してですけれども、障害のある方の特性に応じた活躍という限定的な解釈ではなく考えていったらどうかというようなこと。

医療的ケアの方の関連で、やはり親御さんの付添いのこと、あるいは担い手の確保のこと、また、長時間のケアの担い手のことについて御意見をいただいているところです。

2ページに進んでまいります。こちらは私どものほうで庁内の関係所管のヒアリングを行いまして、そこからいただいていることを記載しています。

まず、就労等の活躍の場の関係ですけれども、今、様々な理由で働けずにいる方を対象とするユニバーサル就労といった言葉が出てきておりますけれども、これについては多くの所管が集まったチームで検討して取り組む必要があるだろうというお話。

あるいは精神障害の方の施策の充実ですけれども、積極的にサービスを使



うとしない方などがいらっしやって、なかなか福祉サービスにつながりにくい方がいるので、そういった方への支援が以前から課題になっているよということ。

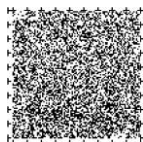
それから、医療的ケアの関係ですけれども、専門職だけではなくて、責任者クラスの専門人材の確保も難しくなっているよと。また、定着の話も出ています。

サービスの質や人材の関係ですけれども、やはりこちらでも人員の不足によってサービスの質の確保が困難な状況にありますよということ。人員確保のこともいただいているところです。

また、相談や地域生活支援の充実に関連しましては、地域移行に向けたところですが、退院した後の介助や支援の担い手の確保、あるいは地域の見守りの仕組みなどの課題があるよというお話が出ています。

続きまして、(4)障害者（児）等実態調査の状況です。以前も御案内させていただきましたけれども、11月4日から30日まで実態調査をさせていただきました。これは回収が終わりまして、状況ですが、まず区内に在住されている障害のある方、あるいは障害児の方の状況としましては、45%の回収率です。もう一つ、事業者関係は42%という回収率になっていることが分かります。いずれも3年前は40%を切っておりましたので、これでも前回よりは上がっているような状況です。

3. 意見等を踏まえた次期計画の構成（案）です。施策の柱ですけれども、現在のせたがやノーマライゼーションプランに基づきまして、様々な施策に取り組んでいるところですが、障害のある方などを取り巻く現状におきまして、障害に対する理解の促進や障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大、あるいは情報コミュニケーションの保障といった課題があることを踏まえながら、本日も出て





きておりますけれども、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を制定したところです。次期計画におきましては、条例にあります3つを施策の柱としていきます。1つ目が障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消、2つ目が安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大、3つ目が情報コミュニケーションの推進。この3点を施策の柱としていきたいと今考えております。

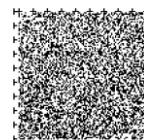
3ページに進んでまいります。「視点」というふうにつけましたけれども、地域共生社会の実現を目指すとともに、障害のある方の支援施策を今後も推進していくに当たりまして、今の新しく制定した条例の目的とか基本理念、あるいは皆様方からいただく御意見などを踏まえながら、施策に共通する大切な視点を明確にし、次期計画に位置づける施策を調整していきたい。そのために3つの視点を考えています。

視点1としましては、当事者参加ということです。障害のある当事者の方の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているかとか、あるいは当事者の希望や選択を考慮しているかという視点。

視点2としましては、相互理解です。当事者と当事者以外の方とか、あるいは御家族、地域、支援事業者等も考えられますけれども、そういった積極的な理解につながっているかという視点です。

視点3としましては、担い手支援ということを考えています。支援の担い手としましては、御家族、それから支援事業者なども含むと考えておりまして、こういった方々の中で特定の方に負担が偏っていないかとか、担い手の支援や負担軽減を考慮しているか、こういった視点も必要だろうということ。

この3つの視点で施策を調整していければということで、今考えているものになります。その下にイメージ図を置いておりまして、イメージとしましては、大きく3つのお皿がありまして、そこに各施策がのっかっていて、今申し



上げた視点で串を刺しているような図を置いてみました。

その下、(3)施策の体系ですけれども、次期計画における施策の体系につきましては、この新しく制定した条例に基づく3つの柱を基本として検討を進めていくということがまずあります。

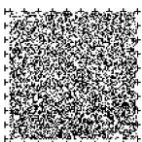
それから、現在の計画では10個の大項目に54の中項目を設けております。次期計画では、まずは中項目を設けずに施策の検討を始めまして、各施策を目的などに応じて分類する中で、中項目を設けていくことを検討していこうというふうにしました。

続いてもう一つ考慮すべき点ですけれども、令和6年度に施行予定の障害者総合支援法の改正の内容とか、あるいは国連の障害者権利委員会から国への勧告を踏まえた施策のところですか。また、国が障害福祉計画に関する基本指針をこれから自治体に対して出していきますので、それを踏まえた対応もあるだろうと。こういったところを踏まえて、今後の動向を踏まえ、せたがやノーマライゼーションプランについて検討していきたいということです。

なお、現在検討中ですが、(仮称)世田谷区手話言語条例。この条例に基づく施策につきましても、今後具体化する中で、3つの柱のいずれかに位置づけることを基本としていきたいと考えています。

4ページに進んでまいります。こちらは現計画と次期計画の項目の置き方についてイメージを置いてみました。

その下、今後のスケジュールですけれども、来月、3月には次期計画の構成案がもう少しできていく予定です。それから、先ほども出ました障害者(児)等実態調査のまとめが仕上がってくるかと思っています。年度替わりまして、6月、7月頃には、この次期計画の中間まとめ案が、その次、8月、9月頃には次期計画の素案が、10月には次期計画の答申案ができるように進めてまいりたいと考えています。



続いて、資料別紙として自立支援協議会の意見をおつけしておりますが、こちらは今読み上げませんので、御覧いただければと思います。

それから、参考1として条例をおつけしておりますので、こちらでも御覧いただければと思います。

その後ろ、参考2として、現在のせたがやノーマライゼーションプランの抜粋したものをおつけしておるんですけども、ちょっと御覧いただければと思います。こちらは現在の計画冊子の77ページになりますけれども、まずこちらでは施策展開の考え方として3つ立てておりまして、障害に対する理解や配慮の促進、地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり、ライフステージを通じた支援の仕組みづくり。この3つを立てているところを御確認ください。

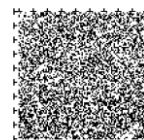
それから、ページをめくっていただきまして、下にあるページで79ページですけれども、計画目標というのを設定しております。地域の支えあいの推進などから始まりまして、障害福祉サービス事業等の運営に至るまで10個の計画目標を立てている。

めくっていただきまして、この資料では80ページ、81ページとなっておりますが、先ほどの10個の計画目標に、それぞれ施策の中項目がついていて、これらが54個ある。こちらで現在の計画の施策の体系、構成を確認いただければと思います。

あと、こちらでも御説明申し上げませんが、参考3では、国の障害者総合支援法の改正は、もう国会は通っておりますので、施行を待つばかりという状況になります。令和6年4月に施行予定の法改正の内容をおつけしております。御説明は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。

これまでの協議会や自立支援協議会のヒアリングなども踏まえて、大事な御

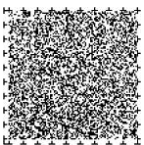


意見をたくさんいただいています。それに基づいて、次期のプランでは、条例で強調しているところなどから3つの柱、それから3つの視点というような組合せで重点目標をつくっていくといった御提案をいただきました。新しいやり方かなと思ったりもしますが、今の御説明や資料を御覧になって、お考えがごありの委員の方がいらっしゃいましたら、どんなところでも結構ですので、どうぞ御意見をいただけたらと思います。挙手をして御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 視力障害者協会です。新たな取組の中で、前回のノーマのときと違って手話言語条例がクローズアップされ、条例の策定に向けて成果目標を設けて進められているということになると思うんですね。今日、聴覚障害者協会さんの委員は出席されていないんですが、ノーマが作成されるまでに手話言語条例が策定されるという目標での進め方になっているのでしょうか。こんなことを言っては恐縮ですけれども、万が一という言葉はあまり使いたくないですけれども、これがノーマの策定までに手話言語条例の策定が見込みにならなかったら、それでもここを修正して入れていくという成果目標で進めていくのか。

というのは、もう東京都は、昨年9月1日から、この手話言語についての方針が示されて実施されています。そこに合わせていくのか、世田谷独自で行っていくのかというのが、この1月1日からできた地域共生社会の条例の理解促進という中にもうたっているんですけれども、その辺のところは、ちょっと私も他の障害であるために、聴覚さんの手話言語というものについては、同じ障害ということでやるのかなというのがちょっと心配なので、ちょっと区の方でもまだ目標だと思えるんですけれども、考え方を示していただけると助かります。

○部会長 ありがとうございます。手話言語条例とノーマライゼーションプランとの関連ということで、手話言語の進捗の予定とか、そのあたりも含め



て、お分かりのことを御説明いただいでよろしいでしょうか。

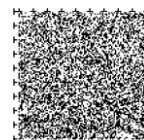
○障害施策推進課長 （仮称）世田谷区手話言語条例ですが、まさに今、検討を進めているところでして、まだ時期もこれからではありますが、考えているところでは、来年度の秋の区議会に御提案できるようなスケジュールで進めていきたいと思っております、その条例にも、当然いろいろ手話言語の理解のこととか手話の普及のことに触れながら、この条例に基づく施策についても、恐らく幾つか記載をすることになるのだろうと考えております。

一方で、委員からお話がありましたように、既に今制定しております障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の中では、情報コミュニケーションについて取り組んでいくんですということを定めておりますので、特に視覚障害の方の情報コミュニケーション、あるいは聴覚障害の方の情報コミュニケーションについて、どのような施策を考えていけるかということがあるかなと思っております。

世田谷区手話言語条例が仮に私たちの予定のスケジュールで進むことがなくても、今ある条例の中でできる施策を考えていくことになるかなとは思っております、手話言語条例ができることで、より強力に手話言語の部分を進めていくことになるかなと、そういうような感じで思っております。

○部会長 そうしますと、今の予定では手話言語条例は来年度ということですから、今年の秋ぐらいに議会提出を目指して、順調にいったら来年度内に制定される可能性があるという理解でよろしかったでしょうか。

○障害福祉部長 ちょっと補足も含めてさせていただきます。今、この計画づくりと並行して、ほぼ計画と同じようなタイミング、もしくは一歩早いぐらいのタイミングで手話言語条例ができるようにということで計画をして、スケジュール的には調整をしていますので、その中身については並行してきちんと入れていく、そのように区として進めていきたいと思っております。この手話言



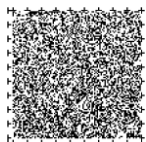
語も含めまして、新しい条例と手話言語条例と、2つのものがこの計画の中で  
どういう位置づけで、どうやって入っていくかということについては、改めて  
この検討の中でしっかりとお示しをさせていただいて、同じ方向で進んでいき  
たい。

ただ、そのときに、今回、条例を分けている理由というのが、情報コミュニ  
ケーションという部分と手話言語ということの理解の進め方として、同じ条例  
に入れては手話言語の言語としての理解が進まないというお話も含めて整理が  
あって、それで手話言語条例を別にするというふうにしていますので、そのこ  
ところはしっかりと切り分けながらやっていきたいということと、情報コミュ  
ニケーションについては、手話に限らず点字その他のことも含めて推進してい  
くべきところということで、今回、条例の柱立てに入っていますので、そこは  
しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。そういう御説明をお聞きして、委員、何  
かございますか。

○委員 手話言語の場合は、まだこれから進められていくことなので、いろい  
ろ進展がありましたら、参考資料とか、やっぱりたたき台をお示しいただかな  
いと、聴覚障害の当事者の方は分かっているけども、例えば他の区民とか全ての方  
が理解されて、これがイコールになるには、非常に時間やエネルギーがかかる  
ことなのかなと、ちょっと私も不勉強なので、その辺はお願いしていきたく  
と思います。

今タイムスケジュールで聞くと、タイムラグがあるよねというふうに思っ  
ているんですね。私どもも含めた聴覚さんのいわゆる情報コミュニケーションは  
既に出来上がっている。では、そこに対して主となる手話言語条例のたたき台  
が入るならば、基本ベースだけでもある程度示されて、応用ではないですけれ  
ども、そうやって見せていかないと、情報があって、また手話言語がさらに出



来上がってからバージョンアップしていくというのか、何かちょっと本当に区民の方も分からないのかなというのが思っている点です。

それと一番心配している、今回の出来上がった条例の中にもありますけれども、インクルーシブの部分がとても大事になると思うんです。聴覚の方のいわゆる手話言語を理解していただくためには、インクルーシブとか、また総合学習だとか、そのような場面が絶対に多くなってくると思うので、ますます資料とかいろんなものを促進していかないと、分からなくなっちゃうんじゃないのということがあるので、せっかくこれだけのものを策定するという目標を掲げているならば、やっぱり理解促進のためのフォーラムをやったり、シンポジウムをやったり、いろんなことをすることも当然考えていらっしゃると思うので、お願いしていきたいということです。

それと手話言語で後で説明があると思うんですけれども、そこで聞けば一番いいんですけれども、そのときに、また今回の条例と同じようにパブコメがあったりするような手法もイコールであるんですか。

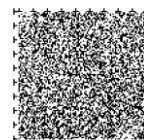
後で結構です。手話言語条例のことについて、中間報告が後で出ますよね。

○部会長 次の議題です。

○委員 そのときで結構です。時間を取らせてしまって申し訳ないので。すみません。

○部会長 ありがとうございます。手話言語については、このノーマライゼーションプランが策定される前の段階で出来上がっているということであると、このプランもいろいろその内容を盛り込めるということですが、逐一情報を提供していただきながら、このプランの策定も検討できたらと思いましたが、手話言語条例については次の報告事項として用意していただいていますので。

でも、委員の方々の中には、この共生社会の条例、手話言語の条例に関わっ



ている方がたくさんいらっしゃいますので、もし補足していただけるようなことがありましたらお願いいたします。この条例等に限らず、今御説明いただいたこれからの新しいプランの策定について、御質問、御意見がおありの方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。青鳥特別支援学校です。

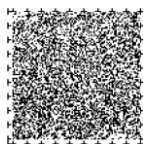
今、委員からありましたパブコメについてはちょっと私も気になっていたんですが、資料1の4ページの最後、今後のスケジュールのどこにパブコメが入ってくるのか教えていただきたいということが1つ。

2点目は情報コミュニケーションということで、知的障害者の情報コミュニケーション、例えばコミュニケーションボードを公共施設に配置するとか、そういうようなことも今後触れていっていただければいいなというところでございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。手話言語条例についてパブリックコメントの予定と、それから知的障害の方の情報コミュニケーションということで御説明いただけますでしょうか。

○障害施策推進課長 まず、次期計画のパブリックコメントですけれども、すみません、今日の資料に書いてありませんでしたが、6月、7月に次期計画の中間まとめ案ができてまいります。この時期にパブリックコメントを行う予定としております。ぜひ御覧いただきまして、御意見をお寄せいただければと思います。

それから、もう1点御質問いただきました知的障害の方などのためのコミュニケーションボードに関する御意見ですけれども、ぜひこういうところも具体的な御意見をいただきながら、やっぱり御意見をいただくことで施策の中に入れていけるかなと思っておりますので、こういったところは忘れないように留意してまいります。よろしくお願いいたします。





○部会長 今、御説明いただきましたが、委員、何か補足ございますか。よろしいですか。

○委員 大丈夫です。

○障害施策推進課長 申し訳ありません。今の私の話、少し修正させてください。中間まとめ案のほうではなくて、素案となった段階のほうでパブコメをいただきます。

○部会長 素案ができた後にパブリックコメントをやるということですね。

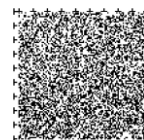
○障害施策推進課長 素案のほうでパブリックコメントをいただきます。申し訳ありません。訂正させてください。

○部会長 というスケジュールだそうです。ありがとうございました。

ほかに、これから新しいプランをつくるに当たっての御説明に関して、何か御意見おありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。特にオンライン参加の方、あるいは条例の策定に関わっていらした委員の方で、何か補足していただけるようなことがありましたらお願いしたいと思います。

○委員 ありがとうございます。まず、自立支援協議会という立場で1つ資料としてお配りいただいておりますけれども、自立支援協議会のほうでは、地域相談支援センターの方々を中心に、地域の中での課題を、現行計画は10の中項目だったかと思うんですけれども、それに合わせて提出させていただいております。

私は、今日お示しいただいた新しい条例を基とする枠組みというのは基本的には賛成の立場でありますけれども、そこにぜひ自立支援協議会として、地域の最前線の声として様々なものが上がっておりますので、現行計画の中での振り返り、モニタリングをちゃんとやってくださった上で、そして新しい計画のほうにぜひとも反映していただきたいなと思っております。自立支援協議会に関わってくださる方は、本当に地域で障害児（者）の最前線の支援に関わって



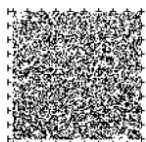
おられる方々ばかりで、その声をどうか生かしていただきたいということのお願いでございます。

○部会長 御意見ありがとうございました。本当に自立支援協議会からは貴重な御意見をたくさんいただいていますし、世田谷がよく分かって最先端の支援をしていらっしゃるという今の副部会長の言葉などをしっかり踏まえて、地域のプランに生かすために、またいろいろアドバイスをお願いいたしますというふうに私が言っちゃいましたが、事務局、何かございますか。よろしいですか。

あと、ほかに議題(1)の関連で御意見いただける方がいらっしゃいましたらお願いいたします。会場のほうにはすぐ手を挙げてくださっている方はいらっしゃらないのですが、オンライン参加の委員の方、何かございますか。

○委員 どうも皆さんこんばんは。リモートで会場の音声十分に届かないところもあるので、ちょっと勘違いしていたら申し訳ないんですけども、ちなみに委員の生の声はよく聞こえていました。

それはさておき、4ページのところですけれども、これはまだこれから次期計画で各施策が埋まっていくということなんですけれども、御覧いただいた方には、何かちょっと少なくなっちゃったんじゃないかなという印象があるかもしれない。ただ、先ほど御説明いただいたように、次期計画の施策については、条例がうたっているところの障害理解・差別解消、地域づくり・活躍の場、情報コミュニケーションに、視点として、当事者参加、相互理解、担い手支援が串刺しをされるというふうになりましたので、これだけでも3×3で9なんですよね。そうしますと、最後の4ページにあるのが、次期計画で3つにちょっと小さくなっちゃったようなイメージがあると思いますけれども、私は、そういう意味で、現行計画でも込められているところが必ず次期計画でも漏れないように、今後、このマトリックスというんでしょうか、串刺しが十分



に検討されていくことを期待しております。ちょっと私の理解も含めての発言でございました。ありがとうございました。

○部会長 委員、ありがとうございます。とても明確になりました。

ということですが、今の委員の御意見なども含めて、何かほかに御発言いただける委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

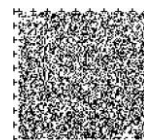
それでは、先ほどの委員の御意見とも重なってくるので、報告事項になりますが、まず、「(仮称)世田谷区手話言語条例」の制定に向けた検討状況についてということで、資料2を用意していただいていますので、事務局から説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、資料2を御説明させていただきます。「『(仮称)世田谷区手話言語条例』制定に向けた検討状況について」という資料になります。

主旨を御覧ください。区民に言語としての手話の認知・理解を深めていただき、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるために、(仮称)世田谷区手話言語条例の制定に向けた検討を開始するというのを、11月の区議会の福祉保健常任委員会に報告いたしました。このたび、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会を開催しまして、条例の目的や施策等の方向性に関して御意見をいただきましたので、この条例制定に向けた検討状況について御報告するものになります。

条例制定の背景に進んでまいりますが、まず、手話は言語であるということ。手話を第一言語(母語)とする聾者は、日本語を理解する際に、手話に変換をして考えていらっしゃるとお聞きしています。手話は、身振りとは異なりまして、時間や空間を表現できる、あるいは文法もあります言語であるということですが、言語として扱われずに差別されてきた歴史があります。

国連障害者権利条約では「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の



非音声言語をいう。」としております。国の障害者基本法では、「言語」という言葉に「(手話を含む。)」と定義づけをしているのが今の法律の状況です。

区議会のほうですけれども、平成26年7月に手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める陳情が出されたことを踏まえまして、区議会として国へ意見書を提出したという経緯があります。

それから、本日は何回か出てきていますけれども、令和5年1月に施行されました世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例では、意思疎通等の手段に手話を含めています。これとは別に、独立した手話言語条例の制定について検討することとしておりました。

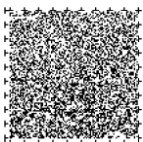
また、東京都の状況ですけれども、この秋、4年9月に東京都手話言語条例というのが施行されておりますが、この都の条例では区市町村の責務などについては定められていない状況といった背景があります。

3、条例の目的や施策等の方向性ですが、検討会を2回開催しております、こちらでいただいた御意見などを踏まえまして、この手話言語条例の目的や施策等について、以下のような方向性で検討を進めているというものです。

まず、(1)条例の目的や基本理念等ですけれども、手話が言語であることの明確化、手話に関する理解促進や手話の普及、手話を必要とする人の権利の尊重、手話を必要とする人が安心して暮らし続けることができる地域づくり、こういうところを入れていくことになるかなということです。

(2)は区の責務とあります。手話の理解促進や手話の普及、ページを進んでまいります、手話を必要とする人の社会環境整備、あるいは手話を用いた情報発信、こういったところについては区の責務として定める方向で今検討を進めている。

(3)区民や事業者の協力・役割という項目ですけれども、地域共生社会の実現に向けた手話の理解等ということで、そういったところへの協力を求めている



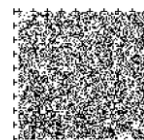
くことになるだろうと考えています。

(4) 施策の方向性として、条例検討会でいただいている意見を踏まえて幾つか挙げています。まず、担い手の養成、それから裾野を広げる取組です。特に若い世代の裾野が必要だろうということ。それから、相談支援機関とか福祉施設などの職員が手話の習得ができるような促進をしていこうということ。その次は災害時の助け合いのための環境整備。こういったところが出ています。

その下ですが、「手話の表記について」と小見出しをつけていますけれども、これまでも何度かいろんな表現が出てきました。手話につきましては、「日本手話」とか「日本語対応手話」、あるいはその中間にあります「中間手話」、様々な呼称があります。また、使い方によって、意思疎通手段としての手話、言語としての手話と分けることもあります。ただ、いろんな言い方、呼び方がありますけれども、なかなか難しく、学術的な定義なども入ってきてしまいますと手話への理解が広がりにくいだらうと考えておりました、一方でまた様々なレベルで手話を使う人たちがいらっしやると、分け隔てることがないように、分断されることがないようにしなければならぬと考えました。そこで、今検討しております条例では、条例の名称のほうには「手話言語」という言葉を入れまして、一方で条文の中では、押しなべて「手話」という言葉で表記していくことを基本としたいと考えております。

その下、先ほども少し触れましたけれども、この条例に基づきます施策の位置づけですけれども、この条例の制定後には、現在もやっておりますけれども、手話講習会、あるいは手話通訳の派遣などの事業につきましては、新しくできるこの条例に基づく施策として位置づけるように検討していきたいというものになります。

4は、条例検討会についての御説明を記載しております。記載の方々をメンバーとして、条例の検討を進めているところになります。



条例検討会の開催状況ですが、12月16日、1月25日と、ここまで2回の開催をしておりまして、この後は年度を越えて、令和5年度以降、また3回ほどやっ払いこうと予定をしています。

3ページですけれども、こちらには委員からの主な意見ということで項目ごとに記載してございますので、御覧いただければと思います。

ページを進めてまいりまして、4ページです。今後のスケジュールですけれども、年度替わりまして、6月頃に条例の骨子案をつくります。こちらは、この段階でパブリックコメントもしていきたいと考えています。8月頃には条例（素案）とし、11月には条例案を区議会に提案したい。そして6年4月に条例の施行を目指していくというスケジュールを考えています。

その下は、参考として、今の世田谷区手話通訳等派遣センターというのがございますが、この登録をしております手話通訳者の年齢構成について記載をしております。先ほども担い手の確保が必要というお話が出てまいりましたけれども、御覧いただきますように、75人の手話通訳者がいらっしゃるんですが、50代以上が8割、そのような状況になっているのが分かります。

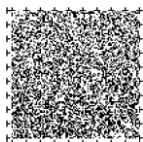
もう一つは手話講習会の申込み状況ですけれども、30歳未満の方が1割というような状況。やはり若い方の参加は、現状としてはなかなか増えていないというのが分かります。

その下、参考2としましては、日本手話と日本語対应手話の語順の違いを図で示しているものをおつけしています。

資料の御説明は以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。

どんなふうに条例がつくられようとしているのかとか、最後のほうにあった手話通訳士の方の年齢などについては改めてびっくりさせられましたが、すみません。

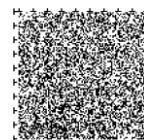


今の御説明をお聞きになって、何か御質問、御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○委員 担い手の問題については、視覚障害も実はガイドヘルパーの人材が不足していて、どの障害の当事者の方々も非常に頭を痛めて悩んでいる案件だと思うんですけども、今聞いていまして、75名が区にはいらっしゃるということだったんですけども、手話の通訳者が不足している問題は全国的ではないのかなと思うんですね。それで、この担い手の問題も、世田谷区は世田谷区で頑張り、また東京都は東京都の中で、三田の障害者福祉会館等でも行っているという情報も聞いたことがあります。

ただ、全国的に本当に手話言語の条例をつくると同じように、やっぱりやらなければ、なかなか手話通訳者の確保というのは難しい問題なんじゃないかなということと、ちょっと僕がお伺いしたかったのは、今進めている専門家部会の中において、では、手話が言語として、条例じゃなくて本当に努力義務なのか、遵守として手話を本当にやらなきゃいけないよというような勢いじゃないと、なかなか手話は、我々の知り合いの方も実は手話講習会に行っ、やっどできるところまで達して今お手伝いしている方もいるんですけども、2年以上かかったよねとか、また途中で夜にやっているということになると大変なハードルがあるような気がするんですよ。それから費用の問題も含めてあるならば、国全体とか東京都で助成金を出すとか、何かそのようなことをしないと、区だけでこれを確保して援護射撃するというのがどうなのかなという問題があるんですよ。

議会も、じゃ、これは遵守でいくよとか、努力だよとか、罰則規定を設けるというような議論は出ていないんでしょうか。罰則とかというのは、私はあまり好ましくないと思うんです。ただ、何が申し上げたいかということ、介護人材も、そして例えば保育士の問題も、みんな成り手がなくて、すごく不足してい

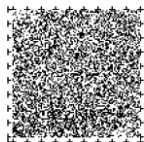


て困っていて、さっきちょっと聞いていて、やっぱり介護職とかそういう方たちがこういうのも受けていこうねということをする、あれ、またもう一つ講習を受けなきゃいけないとか、いろんな問題があるんですよね。

例えば我々視覚障害者の移動支援従事に対しての同行援護研修会というのもございますが、そういう関係の方たちが受けているかといったら、受けていないようなこともあるんですよ。ですから、あんまりそれを介護職とか相談支援の方たちに入れるのはどうなのかなということと、この中には文言が出ていなかったんですけども、ICTを活用したものが、今度、2025年に東京でデフリンピックが開催される関係で、東京都知事もPRを行ったり、また、観光を含めたところで、選手のコミュニケーションを取るという意味で、自動翻訳じゃないですけども、そのような画像ではないですけども、ぽんと音声の流れれば同時に手話ができるよとか、先日、私はニュースを聞きました。そのようなところも、ICTのコミュニケーションも生かしていかないと、マンパワーだけじゃできないところはそのようなICTを使うということも、やっぱり世田谷であるならばやるべきなのかなと思うんですね。

例えば今、既に窓口においてタブレットを使っていたり、そのような配置はしていると思います。本当に今、ただでさえ、聞いていまして75人ぐらいしかいない方が、1年後、2年後に条例ができ、もっと人を増やしたいという目標はありますが、もう2年後に条例がスタートするならば、もっと増やさなきゃいけないんだったら、もう今からスタートを切っていないとなかなか難しいということで、では、小学校の子供たち、また、そのお父さん、お母さんを含めた様々な家族の方たちが、せめて手話でコミュニケーションが取れるようなこともやるべきことなんだなというふうに、多分掲げていると思うんですよね。

ですから、その辺は、私が申し上げるまでもなく、当事者の委員の方からも





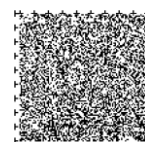
こういう目標でやっていきたいんだということがあるということと、東京都で条例が出来上がっているにもかかわらず、市区町村にそのことが書いていない。また、既にスタートを切っているほかの自治体では、このような課題があるんだよねということをしていかないと、世田谷も、またほかの自治体のようにうまくいけばいいんですけども、課題が出るとまたクローズアップされるようなことは嫌だなという気がしたので、障害は違いますが、やはりこの手話言語条例は、今日は委員がいないので委員に代わってではありませんけれども、やっぱりみんなで捉えてやれるような仕組みづくりで受入れしていくことこそ、共生社会理解促進なのかなと思いました。感想も入りましたけれども、以上です。

○部会長 委員、ありがとうございました。やはり人材が不足しているし、高齢化しているところをどういうふうにとというのが、私も気になりましたが、委員からも御指摘がたくさんありました。それは手話通訳者だけではなくて、介護人材、保育士等、本当に福祉関連の人材がいないということ。

それで、この条例の中身については努力義務ではなくてということなどもありましたし、ICTの活用というような視点も指摘をしていただきました。

○委員 手話言語で気になっていることがありますので、1つ、具体的な要望ではないんですが、願いとしてお伝えできたらと思って手を挙げました。

気になっていることは、札幌ろう学校で、日本手話で学んでいた児童が、先生の異動によって日本語対应手話の先生になって、そのために、学びの継続とか、あるいは学校に通うことがつらくなったということで、その訴えが札幌地裁のほうに2件ほど出されていると。このことをどういうふうに解消していったらいいのか、あるいは世田谷区でどういう取組ができるのかというあたりは、にわかには分からないんですけども、今回の条例制定が、そういった事例ができるだけ起こりにくいような形に少しでも促進的に働くといいかなとい



うことを願いとして思いましたので、取りあえずここで少し申し上げた次第です。具体的な話ではなくて恐縮なんです、以上です。

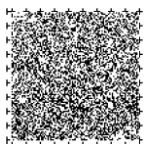
○部会長 委員、ありがとうございました。ごめんなさい、私、大事なところが聞き取れなくて、札幌ろう学校で、何手話だったのが学びが続けられなくなったのか。

○委員 これまでは日本手話で学びを行っていて、それが日本語対応手話になったと。それはなぜかという、今までは日本手話ができる先生が担当されていたんですが、その先生が異動されて、今回新しく教えることになった先生は日本語対応手話はあるということだったんだけど、今まで学んでいた日本手話ではないことによって、学びが難しくなったとか、学校に通うことが厳しくなったという訴えだったようで、もちろん詳しくは分かりませんが、そういった総じて手話というふうに捉えていくのはいいかと思うんですが、やっぱりそういう中でも、日本手話、日本語対応手話という中で、学びというものをどういう形で継続性を持って進めていくのかというあたりも一方で求められていることかなと思いましたが、ちょっとそのあたりが、この条例とどうリンクするかはなかなか分からないところで申し訳ないんですが、取りあえずそういったことが生じているということで、できるだけ起こらないような形で学びが進めていけるといいかなという願いがありましたので、お伝えさせていただいた次第です。

○部会長 分かりました。ありがとうございます。

もしこの札幌の経緯の情報とかが集められたら、また事務局のほうで集めて提供していただけますでしょうか。

ありがとうございます。やっぱり子供の立場に立ったら、学びが継続できないというのは本当に大きな人権侵害だということも言えると思いますので、委員、ありがとうございました。



ほかに何か、この手話言語関連で。

では、すみません、私から。結構手話言語を検討する中で、盲ろうの方の情報保障ということでも検討しているところが多いかなと思うんですが、今、世田谷では、盲ろうの方のというあたりは、この手話言語の中では検討とかは特にされていないのか、もし分かれば教えていただけますか。

○障害施策推進課長 盲ろうの方の手話という点では、触ってやる手話、触手話というような形のものもあろうかと思うのですが、実は2回の検討会の中では、盲ろうの方の言語についてはまだ意見が出ていない状況です。

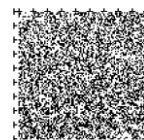
○部会長 ありがとうございます。そのあたりは世田谷の方針でということでもよろしいかと思いますが、私が知っているところは、かなり盲ろうの方についても突っ込んだ検討をされていて、またそれはそれでいろんな共生社会という視点にもつながっていくかなと思ったりもしました。

○委員 先ほど資料にも私の名前があったので、少し発言させていただければと思ひまして手を挙げました。

まず、冒頭に委員からお話がありました（仮称）世田谷区手話言語条例とノーマライゼーションプランとの関係という（音飛び）たのではないかなというふうに思っています。

先ほど事務局から御説明があった手話言語条例の検討会2回の中では、これはまだ決まっているわけではないんですけども、委員の皆さんに共通する考えとしては、やはり手話は言語であると。これを出発点にしたいというところがかなり共有されていると思っています。

共生社会条例のところで部長がおっしゃったように、共生社会条例の中に手話条例、手話は言語であるという項目も入れ込むことはできたのかもしれませんが、その情報コミュニケーションのところで手話が言語であるということが見えにくくなるということではなく、そこは独立したものとして条例

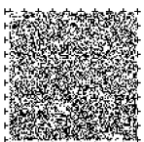


化したほうがいいのではないかということで手話言語条例という考え方が出ているところです。それは取りも直さず、情報保障については、聴覚障害のある方のみならず、全ての障害のある方の情報保障が当然共生社会条例でもうたわれ、ノーマライゼーションプランでも推進されていくのが前提だと思います。その中で手話が言語であるということを明確に示していく条例ができれば、その情報コミュニケーションの部分から後押しをしていく、こういう関係かなと思っています。

そうなりますと、部会長がおっしゃったように、盲ろうのところも、確かにろうのところでも手話言語のベースの方であれば当然それは含まれると思いますし、もう一方で、手話言語をベースにしない盲ろう者の方であれば、当然、情報コミュニケーションのところでも対応していく。これがやはり一体化していくところがとても大事だと思っています。

先生がおっしゃった日本手話、それから日本語対応手話、確かに教育の場面では極めて重要な手段の方法論の違いになりますので、保障されていくことだとは思いますが、これまでの検討会の中では、それでなくても、先ほど手話通訳者がどんどん減ってきて、そして高齢化が進んでいる中では、やはり手話は言語であるという共通理解から出発して、そして条例制定後の具体的な施策に結びつけていくことが大事ではないかということが検討委員会で大事にされているところです。

そうなりますと、また委員のお話に戻りまして、だからこそ、この手話言語条例が情報コミュニケーションのところを後押しすることにならなければいけない。同時に、手話通訳者のみならず、様々な支援者の確保、それから育成、こういったものにも当然リンクをしてくる。こういうふうに一体的かつ共同した関係性の中で進めていくことが大事だなということを検討会でも思っていましたし、今日の議論でも強く感じたところでございます。



長くなりました。申し訳ございません。

○部会長 委員、ありがとうございました。とても明確になりました。世田谷が目指している条例と共生社会の条例との関連性などが整理できました。

この条例に関して、ほかにこのことをという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、申し訳ありません、時間が押しておりますし、次の報告事項(2)、資料3、障害者の地域生活支援機能の強化についてということで、モデル事業の実施について御説明いただければと思います。お願いいたします。

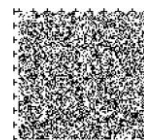
○障害施策推進課長 資料3を御覧ください。障害者の地域生活支援機能の強化についてモデル実施の状況を御報告するものとなります。

主旨を御覧ください。障害者の地域生活支援機能の強化を図るために、国における地域生活支援拠点等整備事業を活用しまして、拠点等整備事業を構成します5つの機能のうち、相談、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりという3つの機能の整備に優先的に取り組むこととしまして、10月から北沢地域でモデル実施を開始しておりますので、この状況を報告するものです。

モデル実施の状況ですけれども、大きな事業として緊急時バックアップセンターが開設しております、こちらの登録状況です。利用登録者数ですが、1月26日時点で108人の御登録をいただきました。内訳で見えますと、うち87人が知的障害の方、年齢別では20代、30代で約半数を占めている状況です。相談件数としましては15件の御相談がありました。

資料をおめくりください。こういった登録の状況を見ながら、私どものほうとしては、比較的若い世代の知的障害の方の世帯で、この緊急時のコーディネーターに対する期待が大きいと考えられるというところで今考えております。

相談内容で2件事例を御紹介しています。1件目は、知的障害の50代の方ですが、平日の月曜日午前中に第一報をいただきました。介護者である家族が緊



急入院することになったので、短期入所施設のコーディネートをしてほしいという御相談。もう1件は、身体障害の方、50代の方ですけれども、平日の午後に御相談のお電話をいただきまして、事情により介護者が急遽不在になって、さらに、その方は御自宅で過ごしたいということでしたので、御自宅に区の委託のヘルパーですね、専門サポーターを派遣するようなコーディネートを行ったという事例がございます。専門サポーターの実績としては、この派遣1件の実績があるというような状況です。

その下、「相談」と「地域の体制づくり」ですけれども、区内の相談支援事業者とか短期入所施設に対して、区の拠点等整備事業へ参加・協力をするような依頼をしまして、現在のところ、区内の短期入所施設17施設のうち7施設が参加していただいているような状況になります。

それから、緊急時バックアップセンターが事務局となりまして、情報共有や課題について意見交換を行う連絡会を月1遍開催している状況になります。

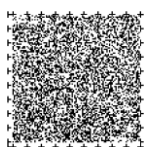
少し飛ばしまして、3、その他で、拠点等整備事業の5つの機能のうち、体験の機会・場、専門的人材の確保というこの2つの機能につきましては、このモデル実施の検証などを踏まえまして、6年度の具体化に向けて検討していくとしております。

3ページ、今後のスケジュールですけれども、この4月以降にモデル実施の状況の評価・検証し、5年度中に区内全域で展開できるような検討をしていきたいと区では考えております。

資料の御説明は以上です。

○部会長 駆け足で説明していただきましたが、今の御説明、生活支援機能の強化ということで大事なテーマですが、御質問、御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○委員 世田谷区肢体不自由児（者）父母の会です。



1 ページの表なんですけれども、今現在では、この事業に対しての登録者を増やす、相談に対して対処するということも100%を目指してやっているときだと思います。これから世田谷区全体に広がっていくことになる事業なんです、今後でいいんですけれども、相談者の問題の解決にどの程度つながっているのかということの数値化して、こちらの表に載せていただけますでしょうか。その問題が解決しないということは、やっぱりモデルだけでなく、バックアップセンターとしてどれだけ機能しているかということにもつながっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。御相談に対してどれくらい解決に至ったのかというあたり、今の時点で補足していただけることがあれば。

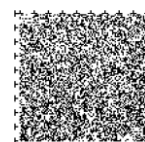
○障害施策推進課長 具体的な検証はこれからになってまいります、今、意見をいただきましたように、まさに緊急時のコーディネートですね、こういった御相談をいただきまして、それに対してこのバックアップセンターがこういったコーディネートで対応できたのか、あるいはしかるべき機関につながることができたのかもと思いますけれども、そういった御相談内容とコーディネートの結果、あるいはその後がお示しできるようなことを、また今後の資料の中で工夫してまいります。

○部会長 ありがとうございます。大事な情報だと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにどなたか御意見おありの方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

すみません、それでは8時半に終了を予定しているということで、委員の皆様、いろいろ御協力をいただきありがとうございます。それでは最後に事務局から連絡事項がございますので、お願いしたいと思います。

○障害施策推進課長 皆様、本日は様々な御意見をいただきまして、どうもあ



りがとうございました。最後に事務連絡が3点ございます。

1点目は、まず意見提出のお願いです。今日の資料におつけしておりますけれども、意見提出用紙がございますので、何か御質問や御意見などをいただければと思います。締切は2月20日までとしておりますので、よろしかったらお願いいたします。ファクスまたは電子メールで事務局までお送りください。

2点目は、本日の議事録についてですけれども、また事務局で案を作成いたしますので、後日、御確認いただければと思います。

3点目、次回の日程でございます。これからの時期、今日も議題に上がりましたが、次期計画の検討の期間になりますので、少し頻度高めの開催になってまいります。次回は3月下旬、具体的に申し上げますと3月24日金曜日の19時、やはりこの場所だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また詳細が決まりましたら御案内を送らせていただきます。

事務局からの事務連絡は以上となります。

○部会長 ありがとうございます。すみません、今日は限られた時間ですし、やはりオンラインと併用ということになると、ちょっとスムーズにいかないところもあって、御意見を言いそびれている委員の方がいらっしゃるかと思いますし、今日の御説明を受けて、また何かお気づきのことがおありでしたらば、先ほどあった意見提出ということで、ぜひお願いできたらと思います。2月20日までにとのことですが、よろしくお願ひします。

ほかに何か情報提供とかがおありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、8時30分よりちょっと早くですけれども、これで本日の障害者施策推進協議会は終了とさせていただきます。いろいろ御協力ありがとうございました。

午後8時26分閉会

